

グループホーム ふれ愛の里牛島 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人豊生会（以下「事業者」という。）が設置するグループホームふれ愛の里牛島（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者（以下「従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態（要支援状態）の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業のサービス提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 事業のサービス提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 グループホーム ふれ愛の里牛島
- （2） 所在地 秋田市牛島東五丁目4番23号

（従業者の職種、員数および職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。また、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

（2）計画作成担当者 2名（常勤職員）介護従業者と兼務

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕（以下「介護計画」という。）を作成する。

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 14名以上（常勤職員14名、非常勤職員若干名）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は18名とする。

内訳 1ユニット 9名

2ユニット 9名

（サービス内容）

第7条 本事業所で行うサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

（介護計画の作成）

第8条 計画作成担当者は、サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した事業の介護計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、事業の介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。

4 事業の介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が事業の介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、事業の介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料その他の費用の額）

第9条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に基づく負担額並びに食費、居住費、水光熱費及び管理費の額とする。

2 利用者が介護保険給付外の希望するサービスの提供を受けたときは、その他の費用として、別紙重要事項説明書に記載した利用料の支払いを受ける。

3 利用者の食費、居住費、水光熱費及び管理費の自己負担額は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

4 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担する事が適当と認められるものの実費（日用品費）について徴収する。

5 月の途中における入退居については日割り計算とする。

（入退居に当たっての留意事項）

第10条 事業の対象者は要介護（要支援2）の者であって認知症であるもののうち、少人数に

よる共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者およびその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を実施する。
 - (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(緊急時における対応方法)

- 第12条 事業者は、事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策)

- 第14条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第16条 従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 当施設は、退職者などが正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らさないよう必要な措置を講じる。
 - 3 介護保険サービスを利用するための市町村、居宅介護支援事業者及び介護保険事業者への情報提供又はは適切な在宅医療のための医療機関等への医療情報の提供については、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(虐待の防止等)

- 第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を年2回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置き、管理者をもって充てる。

(身体拘束等)

- 第18条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を作成し、その際の利用者の様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載する。
- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の

従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(地域との連携など)

第19条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流を深める。

2 サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(職員の質の確保)

第20条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、当施設従業者の勤務体制、協力病院、利用料の額、苦情処理の対応、プライバシーポリシーを掲示する。

2 事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。